

論文の内容の要旨

論文題目 調停政策論 日本と米国における調停機関運営と調停実務の実態に関する研究

氏 名 入江 秀晃

1. 本論文のねらい

民間調停¹を拡充活性化する目的で ADR 法（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律、2004 年法律第 151 号）が 2004 年に成立し、2007 年から施行されている。しかしながら、たとえば、申立件数という意味で、ADR 法によって民間調停が活性化されたという結果に至っていない。

本論文では、民間調停に関する政策をどのように行うのがよいかを考える。そのために、民間調停機関の活動実態の内実に分け入って、それが「機能している」か「機能していないのか」を研究する。

本研究における第一の特徴は、調停の実態を捉えるために、①制度からくる制約と、制度による支援の仕組みと量（件数）に関する分析、②提供者（調停機関、調停人）側の調停手続提供の意図に関する分析、③調停の実務実態の分析、④利用者から見た調停手続へのニーズの分析、と 4 つそれぞれに分けて検討していく視点を持ったことである。つまり、調停を取りまく、制度、提供者、利用者という主体との調停実務の関係を分析することで、調停実務実態を浮かび上がらせようとした点にある。

第二の特徴は、和田仁孝『民事紛争処理論』（和田 1994）によって提唱されたプロセス志向の調停論の視点、棚瀬孝雄の『紛争と裁判の法社会学』（棚瀬 1992）で示された機能論等を参照し、調停機関が具体的に果たしている機能ステージモデルを新しく提案した上で、実態の分析を行う点にある。すなわち、「期待の調整」、「対話の支援」、「計画の調整（結論の創出）」、「履行の支援」という臨床実践レベルの 4 つのステージと、「機関運営」という合計 5 つの機能ステージを設定した上で、それぞれのステージにおける具体的な課題は何か、行われている工夫は何か、当事者にとってのメリットは何かを詳しく検討する。わが

¹ ここで、民間調停は、民間型裁判外紛争解決手続としての「和解の仲介」活動の総体を指す。

国における調停論では、筆者のいう「結論の創出」ステージに関心と議論が集中していた。その呪縛が形成された歴史的経緯を分析する（7章「戦前の調停論再評価の可能性」）と共に、呪縛から離れて調停の実態そのものを明確に捉えるためのアプローチとしての機能ステージモデルに従って、実際にわが国の調停実務事例を分析する。

第三の特徴は、上記の視点を持って、米国と日本の調停を比較分析したことである。わが国における調停と米国における調停は、対照的な側面が少なくない。しかし、異なっているから学べないということではなく、むしろ異なっているからこそ、わが国の課題が明らかになる効果が認められる。

2. 米国の調停に関する歴史的制度的研究

まず、1部で米国での発展を歴史的制度的に検討する。量的にはどのように発展してきたのか（2章「制度及び量の面での考察」）、質的・理論的にはどのような議論が行われてきたのか（3章「調停政策の位置づけ」）、現況の実態はどうなっているか（4章「機関運営」5章「手続進行」）、を検討する。

このような分析過程を通じて、本当のところわが国と米国はどの程度違うのかを改めて考える。実際には、日米で調停現場での悩みには類似性が認められる一方で、調停政策における理念、議論の状況は異なっている。

詳しく見てみると、米国でも最初から調停が現在のような活況に至ったわけではない。70年代には周縁的な存在にすぎなかった調停が、理論的な発展（代表的には、Menkel-Meadow、Bush、Mayerなど）や、制度的な発展（財政支援や、裁判所からの事件回付）を徐々に積み重ねていく課程で、大きな存在感のあるものに成長した。

しかし、4章で見るコミュニティ調停の実際（4章1節「コミュニティ調停の現在」参照）にしても、5章で見る〈情報を得た合意〉の問題にしても、まだまだ課題は多く、それぞれの課題に対して実務に取り組みながら、理論化も試みるといった状況にある。たとえば、裁判所からの支援を得つつ、裁判所の文化とは異なる固有の価値を守ろうとしていること。多様性を追求しつつも、合理的で効率的な機関運営を行おうとしていること。紛争の個別性に寄り添い、当事者の自己決定を最大化しようとしつつも、公正さ確保の観点で並々ならぬ努力が払われていることを見る。このように、現在でも様々な葛藤の中で工夫が積み重ねられ、少しずつ成長している。理想的でない実態の状況も含めて、動態としての米国の調停実務を考察する。

3. わが国の調停に関する歴史的制度的研究

2部における、わが国の民間調停の研究に関しても、制度、提供者、利用者との関係で見えていく。つまり、はじめに制度及び量の面の考察によって沿革を整理する（6章「制度及び量の面の考察」）。ここでは、民間調停に限らず戦後の調停制度の概括的な沿革を見た後、民間調停活性化を建前とするADR法形成過程を分析する。特に、財政面と弁護士法・弁護士会関係の問題などの重要な問題が、どのように積み残されたかを見る。その上で、わが国の司法調停のプレゼンスの大きさと、民間調停のその小ささを見る。

続いて、調停の位置づけに関する理論的検討を行う。本研究のひとつの特徴は、この検討を大正期に遡る点にある。戦前の調停論は、民間調停ではなく司法調停を対象とするが、

調停の政策的位置づけを決定づける「考え方」には大きな影響をいまなお与え続けている。具体的には、穂積重遠と牧野英一という2人の調停に関するイデオログの思想的相異を軸に、わが国の調停観の変遷を検討し、その今日的意義を探る（7章「戦前の調停論の再評価の可能性」）。

わが国の調停の実務に関しては、筆者が行ったフィールドワークの成果を8章と9章にまとめている。弁護士会、司法書士会、市民団体の調停機関をケーススタディとして取りまとめ、その概況を見る（8章1節「わが国の民間調停機関のケーススタディ」）。また、弁護士会の実際の料金体系などの実データを使ってコスト構造を分析する（8章2節「民間調停機関のコスト構造の分析」）。ここでは財政面で見た厳しい運営実態を浮かび上がらせられよう。米国の調停の進展の経緯と決定的に違う点がこの財政面の下支えの問題であり、わが国の民間調停機関運営者には自覚されていた課題とは言え、これまでどちらかと言えば避けられてきた問題を正面から見据えようと努力する。

個別の事例に関して、前述の機能ステージ別に見た実証研究結果をまとめる（9章「事例に見る民間調停活動の課題と成果」）。さまざまな制約から来る現実的な課題を具体的に見た後、にもかかわらず、当事者にとっても社会にとっても確かに価値をもたらしている活動が存在する点を分析する。民間調停の利用が進まない原因の中心は、一般市民からの認知度が低いといった理由よりもむしろ、弁護士その他の専門家の手続きへの信頼が低いという点にある。その信頼性の低さの背景には、民間調停手続自身がたとえば司法調停に比べて充実していないためという側面もあるが、弁護士その他の専門家が現実に民間調停が生み出している価値を正しく理解していないという側面もある。こうした実態は、政策的選択肢の優先順位を見直す必要性を示唆している。

実証研究の最後のパートは、利用者側から見た分析である。つまり、どんなニーズが存在するのか（10章2節「調停手続に対する期待の構造」）、実際に利用した者はどのような評価を加えているのか（10章3節「調停手続の満足・不満足の構造—岡山仲裁センターの利用者アンケートデータ分析」）を研究する。これらの利用者側からの評価には、量的研究手法を採用している。従来、調停の進め方に関する議論は、ともすれば水掛け論的で、実際に調停に携わる実務家は現状追認的になり、携わっていない者は現状批判的になりがちであった。利用者側から見たニーズと満足度の分析を詳細に行うことにより、利用者が手続きを現実にどのように評価しているかを明らかにできる。こうした分析は、利用者満足度の向上につながる形で実務を規律するためには、必須のはずであるが、現実にわが国ではこれまでほとんど行われてこなかった。本研究により、たとえば不利な結論となる側の当事者から満足度を下げないために、どのように調停進行上留意すればよいかを同定できる。

4. 民間調停の促進政策に関わる選択肢

3部では、これら1部での米国の分析、2部での日本の分析を受けて、政策的選択肢を整理する。11章でステークホルダ別に見た調停政策を検討（社会レベルの課題）し、12章でスキルと箱モノの中間領域の研究必要性を述べ（機関レベルの課題）、最後の13章で調停トレーニングの方法論（調停人個人レベルの課題）を扱う。

財政面と弁護士法・弁護士会関係の問題という簡単には超えられそうにない壁への考え

方・認識を変化させる手がかりを模索すると共に、既に活動している様々な担い手が社会から認められ力を蓄えるためにどのように動いていく余地があるかを検討していく。

参考文献

棚瀬, 孝雄 (1992) *紛争と裁判の法社会学*, 法律文化社.

和田, 仁孝 (1994) *民事紛争処理論*, 信山社.